

文教厚生常任委員会会議録

[平成21年4月14日開催]

南あわじ市議会

文教厚生常任委員会会議録

日 時 平成21年 4月14日
午前10時00分 開会
午前11時49分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（9名）

委 員 長	小 島 一
副 委 員 長	市 川 一 馬
委 員	廣 内 孝 次
委 員	蛭 子 智 彦
委 員	登 里 伸 一
委 員	眞 野 正 治
委 員	森 上 祐 治
委 員	福 原 美 千 代
委 員	蓮 池 洋 美

欠席委員

なし

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	渕 本 幸 男
次 長	前 田 和 義
課 長	阿 閉 裕 美
書 記	船 本 有 美

説明のために出席した者の職・氏名

市	長	中	田	勝	久
副	市	川	野	四	朗
教	育	塚	本	圭	右
市	民	堀	川	雅	清
健	康	喜	田	憲	康
教	育	奥	村	智	司
市	民	郷		直	也
健	康	藤	本	政	春
教	育	岸	上	敏	之
市	民	高	木	勝	啓
市	民	細	川	貴	弘
市	民	垣	本	義	博
市	民	細	川	協	大
健	康	鍵	山	淳	子
健	康	小	坂	利	夫
健	康	馬	部	総	一
健	康	中	濱	素	三
健	康	久	田	三	枝
教	育	片	山	勝	義
教	育	三	谷	高	資
教	育	橋	本	浩	嗣
教	育	中	田	健	市
青	少	高	辻	隆	雄

Ⅱ. 会議に付した事件

1. 所管事務調査について……………	4
(1) 教育の充実・文化、スポーツの振興と関係施設の整備について	
(2) 人権施策について	
(3) 税の賦課徴収について	
(4) 医療体制と健康づくりの推進について	
(5) 青少年の健全育成について	
(6) 福祉対策について	
(7) 介護保険と高齢化社会対策について	
(8) 生活環境の整備推進について	
2. その他……………	31

Ⅲ. 会議録

文教厚生常任委員会

平成21年 4月14日(火)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午前11時49分)

○小島 一委員長 皆さん、おはようございます。

今日は本当に久しぶりの雨でございまして、これで桜が終わって山々には青葉若葉がいつせいにぱっと芽を吹いて色鮮やかになってくると思います。また、平野部においてもこの雨はたまねぎにとって非常にありがたい雨かなと、また町の中には新しい一年生がランドセルを背負っている姿を多々見かけております。

本日は公務何かとご多忙の中を文教厚生常任委員会を開催しましたところ、委員の皆さん、また執行部の皆さまにはご出席賜わり、ありがとうございます。慎重ご審議をお願いしたいと思ひまして、本日の最初のあいさつといたします。また本年度もよろしくお願ひいたします。

それでは執行部、市長よりご挨拶がございまして。

○市長(中田勝久) 皆さん、おはようございます。

今も委員長さんからお話があったとおり、まさに春を感じる季節になって参りました。今日は文教厚生常任委員会の所管調査ということでございまして。私のほうは特になんてませんが、今、日本国中、特に南あわじ市もそうでございまして、非常に景気低迷いたしておりまして、つい先日、政府の方から経済危機対策の、もうみなさん新聞でご案内のとおりでございまして、15兆4千億円程度の規模で対応するという資料が参っております。その中でみなさん方に関係のあるところとしては、健康の問題と健康長寿、子育て、これらについて何点か、その中身について政府の考え方なりが出ております。それでやはり一番問題は地域の医療の問題がこれまであったわけでございまして、今後国の方では医療の機能の強化、それから医師等の不足、これらの支援をしていくということも大きな中には書いてあります。また、がんの対策等についても積極的な支援をしていくんだということでもあります。また、介護職員の優遇改善と処遇改善ということで、テレビ等を見ておられますと、その改善が充分介護士の皆さんにいつてないという話もありますが、国の方では3年間、いろいろ介護職員の改善に努めていくということもお聞きしています。また、子育てではすでに先般も支給がありました、子育ての応援特別手当、これを21年度は一子から全部、一年間であるそうでございまして、対応するというこ

とであります。また保育の関係を充実していく。それから女性特有の、すなわち乳がんであったり子宮がんであったりするわけでございますが、この対策も進めていくんだと、それから教育の関係もいろいろと今、生活の困難な、また就学が困難な学生生徒に対しても、授業料の免除なり、奨学金事業等への緊急支援ということも書いてあります。中身については、もうちょっと詳しいものが来るなりしないとわからないわけですが、方針としてはそのようなものが出ております。やはり今回のこの経済緊急対策がGDPでは年間2%くらいの底上げになるようにと、事業ベースでは約60兆円近くに持っていきたいとも書いてあります。なんとか景気が浮上することを切に願うものでございます。

この後、公務が入っていますので中座させていただきます。よろしくおねがいします。

○小島 一委員長 それではただいまの出席委員数は8名でございます。定足数に達しておりますので、この委員会は成立をいたしております。なお、蓮池委員より少し遅れるというふうな申し出がございます。また、森田議長についてはオブザーバーでございますけれど、欠席の届をいただいております。

副市長は午後から副市長会、また教育長においても公務がございまして、11時半ごろより中座させてほしいという申し出がございます。よろしくお願いをしたいと思います。

3月30日の定期異動によりまして、本所管の各部課につきましても異動がございましたので、私の方から代わった人のみ指名をさせていただきますので、一言ごあいさつ、自己紹介をよろしくお願ひしたいと思います。

(執行部自己紹介)

以上が今回の定期異動で新しく役職に就かれた方、また来られた方です。今後よろしくお願ひします。

それと所管事務調査に先立ちまして発言の申し出があるので、これを許可したいと思います。

長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） このたび、平成21年度介護保険料仮徴収額通知書の発送におきまして、通知年月日を誤って発送するという大失態を起こしてしまいました。このことについて、ご報告と謝罪をさせていただきたいと存じます。

まず、今回起こった誤りの内容でございますが、去る4月10日に発送しました「平成21年度介護保険料仮徴収額通知書」14,302件のうち特別徴収分174件について通知年月日を「平成21年4月10日」とすべきところを誤って、「平成20年4月10日」の日付で発送したというものでございます。このようなことが起こった原因でございますが、事前の内容確認が十分にできていなかったという、私どもの不注意でございます。これら誤った日付で発送しました方々に対しまして今後の対応といたしまして、通知書を再発行するという事で対応していきたいと考えております。

最後になりましたけれども、このような単純ミスで大量の発送ミスを犯したということで市民に多大な迷惑と損失を与え、市民の信頼を大きく失墜させたことを深く反省し、今後すべての事務処理におきまして、十分な確認と再チェックを行い、二度とこのような事態が起こらないようにお誓いし、お詫び申し上げます。本当に申し訳ございませんでした。

○小島 一委員長 この発言に対する質疑はまた、あとの所管事務調査の中でお願いします。

それではただ今より、文教厚生常任委員会の所管事務調査を行いたいと思いますが、その前にお手元に配布してございます1番から8番までの各所管事務があるわけですがこれを一括調査とすることに決定してよろしいでしょうか。異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○小島 一委員長 それではこれらを一括して調査することと決しました。

それでは何か質疑ございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 おはようございます。

ひとつお聞きしたいのですが、賀集の八幡神社に民俗資料館というようなものがあると聞いているのですが、「民俗資料館」でよろしいんですかね。

○小島 一委員長 教育部次長。

○教育部次長（岸上敏之） さようでございます。南あわじ市民俗資料館、これは今、

旧南淡町教育委員会が所管しております、そのとき以来、年号は今わかりませんが、閉館中でございます。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この民俗資料館というのはどういう目的を持って作られたもので、現状はどのようになっていますか。

○小島 一委員長 生涯学習文化振興課長

○生涯学習文化振興課長（中田健市） 失礼いたします。南あわじ市歴史民俗資料館の設置目的につきましては、市内の文化資料、つまり出土品、歴史民俗資料等でございますが、それらを収集保存して、一般に公開し、市民の学術及び文化の向上に資するとともに、郷土愛と文化財保護思想の向上を図るために設置するというような目的を持ってございます。先ほど岸上次長が申しましたように、現在は常時の開館はしておりませんが、見学希望の申し出があった場合に公開をしているというような内容でございます。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 申し出があった場合に公開するけれども、通常は閉めていると。それはなぜでしょうか。

○小島 一委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（中田健市） この見学の申し出というのは、市外、島外からの南あわじ市の歴史文化の資料に触れたいというような申し出があれば、それは日程調整をしていただいて見学してもらおうということでございます。それから市内の小中学校の児童が見学したいというような申し出が学校からありましたときにも日程調整をさせていただいて見学をしていただくということにしております。

なぜ、普段は閉めているかということでございますけれども、常時そこに職員を配置することもできませんので、生涯学習文化振興課の、課の体制の中で日程調整ができる範囲

ということになりますと、やはり申し出があった場合のみというようなところになるうか
と思います。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、手続きをしないと見に行けないということですかね。

○小島 一委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（中田健市） 複雑な手続きというようなことはこちらのほう
も考えておりませんで、簡単に申しますれば、電話でのやりとりで、後は日程調整が終わ
って現地でお会いしたときに入館料とかをいただいたりしてご覧になっていただくという
形になります。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ふらっと立ち寄って見るというのはできないと。あらかじめ見学の申
し込みをまず、これは市の生涯学習の担当の方に申し出を電話なりですることが必
要なんですね。で、こういう一般公開ということで貴重な資料を収集されているというこ
となんですけども、これはだいたい資料としてはどれくらい今、保存されているかわかり
ますか。

○小島 一委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（中田健市） 所蔵の資料といたしましては、600点あまり
という内容でございます。当地で使用されておりました漁具でございますとか、昔から使
用されておりました農具等の生活用具が中心でございます。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これは南淡町からのものであるということだったんですけども、こう

いった民俗的な、歴史的な資料、出土物について、それぞれ旧町にもたくさんあるかと思
いますし、また『三原郡史』も最近新しいのができましたけれども、遺跡の発掘なども随
時やられていますし、貴重な資料というのはあちらこちらにあるかと思えますけれど、
そのような実態はどのようになっていますか。

○小島 一委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（中田健市） たとえば、西淡社教センターの体育館の横に武
道館の棟がございますが、その2階に旧西淡町時代に集めました資料的なもの、生活用
具とか漁具とかいうものをそのまま置いてございます。それについても見学の希望等があ
ればご覧いただくようなことができるかと思えますし、また埋蔵文化財事務所にも一部そ
のようなものが、発掘物が中心でございますけれども、そこで見学等をすることも可能か
と思えます。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、今3箇所にあるということですかね。南あわじ市では
3箇所にあるということですか。

○小島 一委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（中田健市） 私が今把握しているところは3箇所ございま
す。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 私も西淡社教センターの状態は垣間見る程度しかわからないんですけ
れども、建物自体も昔の志知高校のプレハブ校舎を利用するような形で作っているんで
すが、非常に傷んでいると。雨漏りしてないのかなあという心配もしますし、また直射
日光などもずいぶん当たるような状態であって、保存状態というのは必ずしも良好な状
態ではないように思うんですが、この先ほどの賀集にあります南あわじ市歴史民俗資料

館の資料の保存状態なり、建物の状態はどのような状態ですか。良好な状況にあるでしょうか。

○小島 一委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（中田健市） ただいまのところ、雨漏り等についてはこちらのほうでは発見をしておりません。普段は閉めているということもございますので、現状は歴史民俗資料館の場合は外の管理のみを中心にしております。普段は地元の八幡西の自治会に清掃業務を委託しております。また、当課の職員によります草刈り等は随時必要なときということで、昨年については9月に職員が3名ばかり出まして草刈り等もしております。外はそういう状況でして、中については特に陳列内容について組み替えを行ったりとか、特に大規模な掃除等は行っておりません。それが実情でございます。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 実際になかなか現場を見ないとわからないというか、入って見るといことがちょっと手続きも要るといこと、気安く行けない状態にあるといこと、市民の方からも忘れられている存在ではないのかなと。特に西淡などでもほとんどそれを見に行く人はいない。あるのさえ知らないとい状態になっているといふう思うんですね。貴重な資料ですから、保存もやはりしっかりとしていけないだろうし、またこうした郷土、伝統といことを愛する人を作るといこと、郷土を愛するといことのひとつの切り口、糸口にもなるといふうなことも思うんですね。今お聞きしたら、ほとんど閉め切った状態であるといことなんですけども、奈良の正倉院なんかでね、1年に1回宝物を虫干しするといことも含めて公開したり、それがちゃんと維持されているか、湿気の管理とかいろいろ、本当に宝物ですからそうするんですけども、こうした民俗資料館にあるものも、ある意味では郷土の宝物といふう思うんですけども、そういう面からいくとちょっと管理が悪いのかなあとい印象があるわけですけど、その点いかがですか。

○小島 一委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（中田健市） ただ今おっしゃられましたようなことは、当方
といたしましても充分認識はしておりますが、確かに充分な管理ができていないと言わ
れますれば、そのとおりかと存じます。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 私もそういう機会をとらまえてというようなことを思うんですけど、
また委員会でもそういうことは、できたら実地調査といいますか、市民の宝というこ
とで、できたらなと思っておりますので、これはまた今後のこととして、よろしくお願
いします。

終わります。

○小島 一委員長 ほかにございませんか。

森上委員。

○森上祐治委員 学校教育課長にちょっとお尋ねしたいのですが、テレビ等でも報道さ
れてますように、この4月から全国の各学校では学習指導要領が改訂になりました。聞
いてますとマスコミ等ではワーワー言ってるんですよね。従来の「ゆとり教育」が変更
されて云々と言われてますが、具体的に新しい指導要領は従来と比べてですね、どの
うに変わったのか、ちょっと説明していただけたら。

○小島 一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（三谷高資） 学習指導要領の改訂に伴う移行期間に今年度から入った
わけなんですけれども、小学校につきましては、21年度、22年度が移行措置期間と
いうことで、本格実施が23年度というふうなことになっております。中学校についま
しては、21年度から23年度までが移行措置期間というので、24年度から本格実
施ということになっております。小学校につきましては、時間数が増えるわけなんです
けれども、移行措置期間中につきましては、算数、理科、それから体育といったような
授業が増えると。本格実施の年度につきましては、国語、社会という風な授業が増え
ると。おおむねそういうふうなことでお考えいただけたらと思います。続きまして中学校

の方なんですけれども、移行措置期間中につきましては、数学、理科というふうな授業が増えます。本格実施につきましては、国語、社会、保健体育、それから外国語というふうな授業時数が増えるというふうなことになっております。特に小学校の5、6年生につきまして、「外国語活動」というふうなものが入ってくるというのが注目される点かと思われまます。

以上です。

○小島 一委員長 森上委員。

○森上祐治委員 この移行措置の期間中というのは補助教材等がどんどん出てくるんですよね。具体的にテレビとチラッと、子どもが家に持って帰ってお母さんに見せているというようなのがありましたけど、今、具体的にどんな教材が補助教材として配布されとるんですか。

○小島 一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（三谷高資） 具体的につきましては、先ほど申し上げたような、算数、理科といったもの、それから中学校では数学、理科というふうなもので、これは補助教材ということなんですけれども、国の責任において作成配布というふうなことになってございます。

○小島 一委員長 森上委員。

○森上祐治委員 先ほど時間数が増えるとおっしゃってましたけれども、具体的に小学校5年生、6年生あたりではどういう形で増えとるんですか。

○小島 一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（三谷高資） 小学校5年、6年では移行措置期間中につきましては、週の時間数で1コマということで増えております。最終の本格実施につきましても1コマ増えた状態ということになってございます。

○小島 一委員長 森上委員。

○森上祐治委員 どうもマスコミは煽り立てるような感じなんですけど、従来の「ゆとり教育」云々というようなことが全面に出てきてよく言われるんですよ。現場の先生方の声はどんなんですか。

○小島 一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（三谷高資） この平成20年度の中で、次の移行措置に向けてのいろんな準備を校内で実施しておるかと思うんですけども、特にマスコミ等で報道されてるような授業時数の増加に対しての不安といいますか、問題意識というようなものはそれほど声としては私のほうは伺っておりません。逆になんとか移行措置の示された案に従って展開していくというふうなことで、スムーズに準備をいただいておりますかというふうに考えております。

○小島 一委員長 森上委員。

○森上祐治委員 私も経験あるんですけど、こういう指導要領が改訂になって、授業する内容が変わってくるとですね、各学校では新しい教材教具等を購入せなあかんわけですよ。従来、年々、教育委員会におかれましては、各学校の教育予算に対して充分現場とキャッチボールしていただいて、手厚い予算措置をしていただいとるというのを私も存じ上げとるんですけど、こういう時期は従来、例年よりも新しいものを買わなあかんわけですよ。各学校は教育予算の中からやりくりして、今までと一緒だったら、従来のものをどこか削って新しいもんということになってくるんですが、そのへんの準備というか、現場からの要望とか、どういうふうな経緯で関わってこられましたか。

○小島 一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（三谷高資） 教科書用の指導書等の購入につきましては、すでに予算措置をさしていただいております。今後、それぞれ必要な教材に関しましては、各学校

に担当しておる教材備品の予算というふうなもので対応していただいてというようなことで、今後この移行措置期間中でさらに必要なものというようなことで要望があがって参りましたら、それに応えていきたいなというようなことで考えております。

○小島 一委員長 森上委員。

○森上祐治委員 三谷学校教育課長も現場の経験豊かな課長さんですんで、充分現場の声を反映していただいてですね、吸収していただいて、よりよいスタートを切れるように、今後ともご協力よろしくお願ひしたいと思います。

ほかの件でもよろしいですか。

保護司の問題。青少年健全育成に関係して保護司のこと、ちょっとお聞きしたいのですが、私も従来、もちろんその保護司という制度は存じ上げてまして、この同僚議員の中にも保護司さんされてる方がいらっしゃるということを知りたくて聞いとるんですがね、具体的に、ちょっとこの際、知りたいなと思って質問させていただきます。保護司の仕事とはどんなものなんですか。

○小島 一委員長 市民課長。

○市民課長（高木勝啓） 犯罪を犯した方が刑に処せられて、そして保護観察処分ということで、出所するまでに社会になじんでいただくというようなことで、その方を面接なり、社会にまた復帰できるように支援するという目的でございます。

○小島 一委員長 森上委員。

○森上祐治委員 どんな方が保護司さんになられてるんですか。どんな方というのは職種とか、なんか選考基準みたいなものがあればですね、お教えいただきたい。

○小島 一委員長 市民課長。

○市民課長（高木勝啓） 選考基準と申しますのは、まず退任される方がおりましたら、会のほうから推薦を受けまして、それで市の意見書、それとあと管内というのは淡路管

内でございますので、その会長の意見書を伴って法務省に提出して、そこから委嘱されるものと、そういう風に理解しております。

○小島 一委員長 森上委員。

○森上祐治委員 今、淡路管内とおっしゃってましたけども、淡路島内では何人、南あわじ市内では何人、保護司さんの内訳ですね。

○小島 一委員長 市民課長。

○市民課長（高木勝啓） すみません。20年度は24人と承知しておるんですけど、一人ご不幸があつて、24人と承知しております。南あわじで。島内のほうは活動が別でございますので、そのへんは私どもは存じ上げておりません。

○小島 一委員長 森上委員。

○森上祐治委員 その保護司さんというのは保護観察云々とおっしゃってましたけども、保護観察の中身ですよ。だいたい刑期を経て出てきた方、あるいは子ども、少年院とか20歳未満の子ども、青年ですよ。保護観察というのは、やっぱりそういう人たちは刑受けて出てきたら社会復帰というのが大前提ですよ。そういう就職の世話とかあつせんなんかも仕事に入るとるんですか。

○小島 一委員長 暫時休憩します。

(休 憩)

○小島 一委員長 森上委員。

○森上祐治委員 実費弁償だけで無報酬のボランティアということをお聞きました。私の遠い昔の友達もですね、なってる人がいるんですが、具体的に聞いたことはなかったんですが、非常に大変なお仕事をされているということを感じておるんですけども、

この保護司というのは誰が決めるんですか。

○小島 一委員長 市民課長。

○市民課長（高木勝啓） それは最終的には淡路管区の会長の推薦ということで認められた方と、そのように存じております。それでもうひとつ付け加えさせていただきますと、全国の規定の上限がございまして、全国で5万2千5百人というのが上限になっております。ただ現在4万8千人あまりということで上限に達し得てない状態でございますので、やはりそのへんは保護司会でよい人材を探していただいて、ということが今の「認められる」というような前提になろうかと、そのように感じております。

○小島 一委員長 森上委員。

○森上祐治委員 基本的には保護司会の組織の内部で人選をして、法務省にあげるということなんですか。

○小島 一委員長 市民課長。

○市民課長（高木勝啓） 行政と実際、逸した組織でございますので、そのへんのことは詳しく私も存じ上げないんですけど、ただ保護司会の事務局っていうのを持っている市もありますし、私どもは市民課でそういう事務関係を執り行っております。ですから保護司会から人選していただいて、それで淡路管内の会長さんに推薦をいただき、それで法務省の決定。そのように承っております。

○小島 一委員長 森上委員。

○森上祐治委員 ということは市民生活部の中に事務局を置いているということでしたら、たとえば誰かを推薦していくときに市の、南あわじ市のリトマス試験紙みたいな、承認というようなのは一切ないんですか。

○小島 一委員長 市民課長。

○市民課長（高木勝啓） 推薦ということは、義務付けられてはございません。

○小島 一委員長 森上委員。

○森上祐治委員 ということは市から推薦ということやな。

○小島 一委員長 市民課長。

○市民課長（高木勝啓） そういう「市の推薦」というような形は義務付けられて
いません。

○小島 一委員長 森上委員。

○森上祐治委員 わかりました。保護司会が選んで事務局にあげて、それをもとに事務
局のほうから淡路管区に送るとのことやな。わかりました。

○小島 一委員長 ほかに質疑ございませんか。
登里委員。

○登里伸一委員 学校教育の関係で、実は今年の辰美小学校の卒業生のうち、女子が辰
美中学校に進学するというのがたった3人であったという現実がわかりました。進学に
関しては、本人また保護者の自由にあると思いますが、その辺のことについて、まず第
一にどのように感じておられるか。小さい学校がどんどん人数が減っていくのではない
かという心配がございますが、まず中学校に進学するに関して、個人的な自由を充分配
慮してどんどんそういうことをするように考えておられるのか、その点からお聞きした
いと思います。

○小島 一委員長 教育長。

○教育長（塚本圭右） 我々としては小学校区そして中学校区、校区そのものを重要視

してそれぞれ指導はいたしております。ただその中で校区を越えて、理由があれば我々としては認めざるを得ないということで、その用件を満たした人ということで我々は処理をしたわけですが、やはり人数が多くなりますと我々としても大きな課題を突きつけられたということで、これは3年前に倭文中学でも大量に広田中学へ行ったという事実がありましたけれども、それが今は少し少なくなったという経緯があるわけですが、今後はできるかぎり辰美校区については辰美中学へいうことの指導、そしてそういうことができるような教育環境を作っていきたいなと思っております。

○小島 一委員長 登里委員。

○登里伸一委員 非常に大変な状況であるということは教育長のおっしゃるとおりだと思います。教育委員会として早速会合等があつて、いろんなお話が出たと存じますが、もし内容がわかってましたら、多少お聞かせ願いたいと存じますが。

○小島 一委員長 教育長。

○教育長（塚本圭右） 我々として申し上げれるのは、一部やはりクラブ活動のことで、住所変更までして行かれた。そういう事実もやはり彼らの希望を、やはり子どもたちの教育は子どもたちの夢をかなえることもひとつの大きな条件でありますので、そういう点からすればその中の何人かはやはりやむを得ないのかなという感じもいたしましたし、ただ一部、なかなか十分に納得できないような理由のものもあったわけですが、それは我々が教育環境を作ることにひとつの課題を残したということで、そういうことについては我々として努力をして解決をしていきたいなということくらいの答えしか今の段階ではできない、といったこととございます。

○小島 一委員長 登里委員。

○登里伸一委員 本年の2月6日の神戸新聞にもありましたが、50年後には人口半減ということで、南あわじ市は23,910人の推計があります。非常にこれから生徒が、子どもさんが減っていくんですから、私も校長先生に聞いたのですが、部活の関係でそういうことになったのでしょうかと聞きますと、いやそうではない、これは2人だけそ

ういう方がいらっしやいましたとおっしやいましたが、なんと申しまして人も少ない、仲間が少ないということに非常な原因があるだろうし、まさか教育における問題、学校の先生方の問題ではないだろうと思いますので、これからもぜひとも今おっしやっていたように校区における中学校の立場を特色あるものとか、何かがんばっていただいて魅力あるものをぜひお願いしたいと思います。

それから先ほど蛭子委員からおっしやってましたが、西淡の社教センターも民俗資料がたくさんあるところは、私も中に入って調査しましたが、鳩の糞の公害ですか、鳩が入り込んでいるということがございまして、このたび雨漏りを直すようなことを聞いたんですけれど、とにかく鳥が入らないようにしないことには資料を置いてある天井の裏にたくさん糞がありまして、そこで卵をかえしてありますのでなかなか減らないということがございますので、蛭子委員ともども管理を少しは金を出してがんばっていただきたいと思います。

それから先ほど、学習指導要領のことが出ておりましたが、昨年の12月23日に兵庫県教育委員会が公立小学校に教科担任制を導入すると、2011年から実施されるのを前に2009年度から特定の科目を一人の教員が教える教科担任制を一部の公立学校で試験実施するとありますが、本市ではそういうふうなところもあるんでしょうか。

○小島 一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（三谷高資） 各小学校に新学習システムというふうな形でそういう教科担任制の導入の希望を調査して、各学校から希望があがってきたものに対して実施するというようなことで、市内の学校で4校ほど今年度実施するというような予定がございいます。

○小島 一委員長 登里委員。

○登里伸一委員 同じく教科担任制の導入の小学校、試験的にやっているところの学力があがったと、その学校の校長先生のコメントが載っておりますが、どのようにお考えでしょうか。

○小島 一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（三谷高資）　　これは実施してみないと何とも言えない部分があるかと思うんですけど、考えられるのは、それぞれの教科を学年、あるいは学級またいで指導していくというようなことになりますので、指導する立場の方で教材をかなり深く研究するであるとか、一度指導したことを更に他の学級で深めて授業ができるとかという風な利点があるかと思っておりますので、そういう意味での効果というか、成果は期待できるのかなという風なことは考えております。

○小島　一委員長　　登里委員。

○登里伸一委員　　2011年からの実施でございますので、実施するところの様子を見ていくということになると思いますが、やっぱり中学校ともつないでいくという命題があるようでございますので、ぜひそういう方法をがんばって取り組んでいただきたいなと思っております。

以上でございます。

○小島　一委員長　　暫時休憩をいたします。再開は11時といたします。

（休　憩）

○小島　一委員長　　再開をいたします。

休憩前に引き続きまして、質疑のある方、ございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　福祉関係で少しお尋ねしたいんですが、南あわじ市の「外出支援サービス事業」というのがあるんですが、これはどんな事業か、概略の説明をお願いいたします。

○小島　一委員長　　長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫）　　この事業は一定の要件に該当する方の自宅と医療機関の間のタクシー代等について助成しようというものでございます。具体的には、要介護4、

5に相当する者、または身体障害者手帳を所有する者で第一種に該当する者等で、公共交通機関を利用できない方を対象としております。

以上でございます。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 もう少し簡単に言えばどうなりますか。たとえば障害者の方が病院に行きたいというようにときに利用できる制度だというふうに思うんですけども。

○小島 一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 身体障害者手帳のうちの視覚・聴覚・肢体に関係して第一種に該当する方を身体障害者の方については適応しております。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今説明いただいたんですけども、このサービスでは交通費の助成ということになるんだと思いますが、たとえばタクシーで南あわじ市の湊から具体的に言えば八木病院へ通うといった場合は、どのような助成をいただけるんですか。

○小島 一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 個人負担を定めております。所得段階によっても異なるわけですが、たとえば生活保護法による被保護世帯、あるいは当該年度分の市町村民税が非課税世帯の方であれば、その距離が5キロ未満であれば150円のご負担ということにしております。実際にかかった経費のうち150円をその利用者に負担していただき、残りを市からタクシー会社等へ委託料として支払いをしております。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そのサービスを利用する手続きはどのようになっていますか。

○小島 一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 各総合窓口センターでその申請等を受け付けております。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 たとえば湊であれば西淡庁舎には近いですが、西淡であれば津井であったり丸山であったり阿那賀であったりという地域に住む方がこのサービスを受けようとしたらどのようにしたらいいんですか。

○小島 一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） まずは申請をしていただくということが最初の条件になります。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 その申請は窓口センターというふうに今、説明があったんですけど、具体的にはどうなるんですか。

○小島 一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 現在は総合窓口センターの方に出向いていただいて申請等を行っていただいております。当然代理の方でも申請は受け付けております。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 代理というのはどのような方ですか。

○小島 一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） ご親族ということで対応しております。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 一人暮らしであればどうなりますか。

○小島 一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 具体的にはその方に出向いていただきたいと思います。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは病院に行くときには使えるけれども、窓口センターに行くときには使えるんですか。

○小島 一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） この規定上はそのような使い方については規定しておりません。自宅と病院等との間ということですが、そのへんのことについて、実は何とか申請に当たっても、今おっしゃったような一人暮らしの方が、対象となる方は自分の足で公共交通機関等へ行けない方が対象なんだから、それらに配慮する必要があるんじゃないかというようなご指摘も受けて、それらの方法について、たとえば郵送等の申請方法はないのか、あるいは申請後利用しておる間であれば病院から自宅へ帰る途中に総窓のほうに寄って申請等の行為ができないのか等の検討しているところでございます。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 このことはずいぶん前から問題になっていまして、今年の2月だったかに障害者の団体の方が直接、またお話も私らも伺いましたし、また担当の方ともいろいろと協議もして、ということであったわけですが、実施についてはやはり急いで

いただきたいという思いがあるわけですが、いつごろを目途にというようなお考えはありますでしょうか。

○小島 一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 今この要綱改正について、一部改正し7月から料金等について一部改正といたしますか、施行する予定でございます。それらに合わせてその手続き的なところについての融通性といたしますか、そのへんについてできたらお知らせできたらいいなと考えております。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それとこれも予算委員会などでも質疑がされたことでありますし、同僚議員からもかなり熱心に要望を出されていたことの中で、障害者の方がいろんな社会的な活動をする場合に必ずしもこれが使えないということになってるんですが、その点は検討の中に入ってますでしょうか。

○小島 一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 社会参加というような方で病院以外についてもこの制度の対象としております。ただその対象範囲は現在はかなり絞っているというのが現実でございます。

○小島 一委員長 蛭子議員。

○蛭子智彦委員 絞っているのも知っておりますので、それについても検討をするべきでないのかということなんですが。

○小島 一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） これは本来の制度の中で、どのようにそのへんとのバラ

ンス等の関係もあろうかと思えますし、検討を続けていきたいと思っております。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 話が飛んでしまうんですけども、人権団体であればいろんな集会への参加ということで助成金が出るようですね。それに比べて障害を受けている方が自分たちの人権を守るための活動をしたりとか、それだけではなくて人間としての、あるいは社会人としての活動をしていくうえで交通事情がバリアになっているという面がたくさんあると思うんですね。そういう面について何回も指摘されている中で対応をなかなかされないというのは問題があるというふうに、他の施策とのバランスからいっても問題があるというふうに思うんですけども。他の施策との比較ということは置いておいたとしても、障害を持っている方の社会参加ということへの意義というのはあると思うんですけど、その点いかがですか。

○小島 一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 確かにそういう方が積極的に参加されるということについては意義があると思えます。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ですからね、そういう意義のある活動、また条例的にも謳っている内容であるということからみれば不備はやはり訂正をするべきであると思えます。これはこの機会にぜひ取り組んでいただきたいということを思います。

それともう一点ですが、音声テープによる南あわじ市広報の配布ということをされているというふうに聞いておりますけれども、それはどうなっていますか。障害者の方の社会参加ということでどんなことがされているのかなと、福祉の担当の中でどのような位置づけがされているのかなということのひとつとしてお伺いしたいんですけども。

○小島 一委員長 暫時休憩します。

（ 休 憩 ）

○小島 一委員長 再開いたします。
福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 20年度予算におきまして、障害者の方ということで、点字用テプラを購入しております。またこれも20年度なんですけれど、視覚障害者の方につきましても拡大読書器を4庁舎の窓口に置いてます。それと視覚障害者用の音声告知システムも2台購入してます。あと聴覚障害者の方用につきましても助聴器ということで8台、各5庁舎窓口と包括支援センター等に置いてます。あと福祉課の方に視覚障害者用の活字読上げ装置を置いております。以上です。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これも先ほどの外出支援サービスとの関係もあって、障害者の方から実情をお伺いをした中で出たことなんですけど、ガイドヘルパーということで少し遠出をするときにヘルパーのガイドがつくという制度があるかと思うんですけども、これはどうなっていますか。

○小島 一委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） このガイドヘルパーにつきましては、「視覚障害者移動支援事業の従事者の資質向上事業」というメニューの中にありまして、20年度予算の中には入れてないんですけど、臨時交付金の中で23年度までこのメニューが使えるということになってます。21年度につきましてもまだ検討中ということで、予算措置をしていません。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いろんな障害者の方のいろんな障害というのがあるわけなんですけれども、視覚障害者の方のひとつの課題として、いろいろな行政の施策があるんですけども、特に南あわじ市にもメニューがたくさんあるんですけども、そのメニューをご存知

ない、使えるものが使えないということがあるんだということを知ったんですけれども、そういうふうな声はお聞きになっていませんか。

○小島 一委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 申し訳ないです。こちらの方に届いている分につきましてはさっき申しましたとおり、視聴覚障害者の方々のために昨年度いろいろ実施しました。それとかオストメイトのトイレとか聞き及んでる分については国の制度を活用させていただきまして設置しております。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 福祉部長、どうですか。

○小島 一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（喜田憲康） 障害者の方々のそれぞれの障害の部位によってさまざまなニーズがあるわけがございますけれども、そういったことについて対応はさせていただいておるものの、制度そのものが具体的にこんな形になっているということについてご承知していただけてないというようなお話かと思っておりますので、たとえば点字のお話が何回か出ておられるわけですが、実際点字を解読できる方が非常に限られておるといったこともありまして、だからといって放置するわけではないんですが、まだまだ私どもも技術的な部分でそれらが対応できる体制そのものもございませんので、ただ点字に置き換えてやれるような器械は淡路視覚特別支援学校等にもあるようなので、そこらも含めて、それが対応できたとしても視覚障害と聴覚障害の複合障害の方についてそれはどうするのかといったことになってきますと非常に奥深いものになってくるわけで、そういうきめ細かなという部分は市としても努力をさせていただきたいし、いろんな機会をとらえて障害者団体の方々にもお伝えできるような機会も得て、させていただきたいと思っております。今後も努力はさせていただきたいと思っております。

○小島 一委員長 ほかにありませんか。

眞野委員。

○眞野正治委員 粗大ゴミについて一点お聞きしたいんですが、このゴミの収集カレンダーを見ますと粗大ゴミが「4月1日から9月30日まで無料」、それから軒先収集については「4, 8, 9月の日～木曜日、事前予約制」ということで、これはわかるんですが、最後の「10月1日以降における粗大ゴミの持込及び収集方法については詳細が決定次第、別途お知らせ致します」という格好でカレンダーに記載してありますが、10月1日までもう5ヵ月しかありませんので、この「詳細」というのはある程度決められておるのでしょうか、お聞きをいたします。

○小島 一委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（細川協大） 粗大ゴミにつきましては、4月1日から旧の三原のリサイクルセンターへ持ち込みということで、毎週水曜日と日曜日持ち込み受入れをしております。それ以外にも月を分けまして、4月につきましては旧三原地区につきましてはの軒先収集の申し出があった方につきましては、収集に行って現在処理をしております。このカレンダーを作った時点では10月以降のことにつきましては、条例関係もございました。収集によります料金の関係もありましたので、それが確定しておりませんでしたので、こういう表現にさせてもらってます。10月以降につきましては、収集につきましては10キロ300円、また持ち込みにつきましては10キロ150円ということで現在それに伴います受入れを考えております。以上です。

○小島 一委員長 眞野委員。

○眞野正治委員 場所等についてはどうなりますか。

○小島 一委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（細川協大） 現在のところ、旧三原のリサイクルセンターで考えております。

○小島 一委員長 眞野委員。

○眞野正治委員 わかりました。

○小島 一委員長 ほかにございませんか。
福原委員。

○福原美千代委員 ゴミの関連なんでお尋ねします。この1日からこのカレンダーも、これは西淡の場合ですけど、配っていただいているんですけど、写真の部分は大きくて見やすいんですけど、この部分（カレンダー部分）ですね、見にくくてゴミ出すことがなかなかできないという声が聞こえてます。昨年度の方はすごく大きかったので、西淡を2色に分けているので本当に見やすかったということなんですけど、これも見やすくするために2面にでもできないかなという声も多いんですけど、いかがなものでしょうか。

○小島 一委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（細川協大） 21年度のゴミ収集につきましてはカレンダーの制作につきましても、従来ですと旧町ごとにそれぞれ印刷して、回数とかも変わっておりました。それを統一しようということで、21年度からこういうカレンダーにしたわけでございます。説明会等に寄せてもらった中では見方としましては、それぞれ地域ごとに月の上段に、たとえば4月上段に書いておりますけれども、それを縦に見ていただきたい。それに該当するカンの日とか、ビンの日とか、それに基づきまして回収等をするということです。できるだけ慣れていただきたいということが本音のところでございますので、特に西淡地域の方につきましては、従来はたとえば可燃ゴミはたとえば月曜、木曜というかたちで週2回というのは曜日は変わっておりませんが、旧西淡町のときはたとえばアルミ缶の日とかスチール缶の日とかいうことで一品ずつの回収ということを行っておりました。今回の場合は、たとえばカンの日といいますとアルミ缶にしろ、スチール缶、またその他のカンなど複数を集めるということで、こういう統一したカレンダーになっております。

○小島 一委員長 福原委員。

○福原美千代委員 この1ヵ月の表の部分が小さいんですよ。年いった人なんかもこれが見にくくて出しにくい。そのようにも言ってますので。

○小島 一委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（細川協大） 津井地区等につきましても説明会等に寄せてもらったときにも説明させてもらっているんですけど、偶数の日はたとえばカンの日ですよ、奇数の日につきましてはビンの日ですよと、そういう掌握をお願いしたい。それでカンの日にはこういうものが出せませんというような説明もさせてもらっておるんですけども、こういうカレンダーの印刷につきましては全市が合わせて、統一したような形で全部配らせてもらってますので、曜日ごとにより資源ゴミを出すということでご理解をいただきたい。

○小島 一委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（堀川雅清） 見にくいという話ですんで、今後、22年度になるかもしれないですけど、検討したいと思います。

○小島 一委員長 福原委員。

○福原美千代委員 またゴミのことなんですけど、ヘルパーさんが障害者のところに行きますよね、そこでお掃除してゴミを持って帰るんですけど、そのゴミは以前だったら西淡庁舎のゴミステーションにゴミを出せたんですけど、今はそこは鍵が閉まっていて、ヘルパーさんが自分のおうちへ持って帰ってゴミを処置するような状態になってるんですけど、各庁舎のゴミ出しはどのようになっていますか。

○小島 一委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（堀川雅清） 旧町のときは庁舎に一つステーションがあるわけですけど、過去の話なんですけども、あそこを開けておきますと一般の方がどんどん家庭ゴミ

を庁舎のところに持ってきていっぱいになったりするので、庁舎の管理としては搬入したあと、鍵を閉めておるといようなことだと思います。ですから庁舎の管理されてる、総合窓口だと思うんですけども、そこらへんとお話できればそこも開けてもらえるのかなと思います。

○小島 一委員長 福原委員。

○福原美千代委員 ヘルパーさんが総合窓口へお話しするんですか。

○小島 一委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（堀川雅清） そこらへんちょっと中をとりたいと、また健康福祉部の方とも調整して、どうなるか検討したいと思います。

○小島 一委員長 ちょっとお諮りしますけども、副市長が午前中しかいませんので、順序を変更して所管外、先ほどちょっと定額給付金の質問があったわけで、そちらを先に調査したいですけども、よろしいでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

そしたら森上委員。

○森上祐治委員 委員長のご配慮に感謝いたします。

私も大きな質問する気はないんですけども、ただ28日に始まった定額給付金、私の周辺でもおおむね喜んでいるというように人たちが多かったんですが、現在の受給された人の割合ですよね、その辺の数字はわかっていますか。

○小島 一委員長 市民課長。

○市民課長（高木勝啓） 失礼します。4月3日まで現金給付を行いまして、4月3日現在の状況を報告させていただきます。まず対象世帯なんですけれど、18,558世

帯のうち17,305世帯が現金で受け取られました。その割合は93.25%でございます。対象金額につきましては8億1883万6千円でございます。現金で受け取られた金額は7億9221万2千円でございます。その割合は96.75%でございます。

○小島 一委員長 森上委員。

○森上祐治委員 93.25%の方が受給されているということは、まだ6.75%の方がもらってないということなんですかね。具体的にどういう方が把握されてますか。

○小島 一委員長 市民課長。

○市民課長（高木勝啓） 残った方の人数の把握はただいま、1,253人と把握してございます。そのうち約250人の方、施設に入っておられる方、につきましては4月の2,3日に私どもが、やはり現金を受け取りに来れないということで、250人の施設の入所者さんには口座振込の用紙に私どもが手書きをさせていただいて、あらかじめご案内をさせていただきました。現在約8割の200人くらいがすでに提出されております。残る1,000人でございますけれども、不明者が約120人ほどおられます。不明者というのは郵便が着かない方です。それはただいま調査中でございます。この方らはまだ申請書すら手元に着いてないという方でございます。あとどうしても現金が受け取れなかった方、転出者が30人ほどおるんですけれども、ちょうど2月の終わりから3月中に転出された方、それが約30件ほど残っております。あと残りの850人につきましてはこれは今週中くらいにできましたら口座振込のご案内をさせていただくと、このような計画でございます。

○小島 一委員長 森上委員。

○森上祐治委員 非常に入念な配慮のもとに実施されているというのは敬意を表するんですが、今の中で、全国的によく聞くんですが、「私はいらない」「私はもらわない」というような方は、南あわじ市ではそういう表明をされた方はいなかったんですか。

○小島 一委員長 市民課長。

○市民課長（高木勝啓） 受け取りを拒否された方ですか。私ども把握しておるのが、現金給付中に1件。それと郵便による寄付をしましょうかという申し出が1件あったんですけども、寄付におかれましては、いったんお受け取りをなされて、寄付していただきたいと、そのように対応しまして、その方におかれましてはどのような状況かは把握しかねております。

○小島 一委員長 森上委員。

○森上祐治委員 この南あわじ市の現金給付支給についてはですね、従来から議会、委員会でもセキュリティの問題とか、かなり心配される中で実施されたというふうに思ってるんですけども、今、市民課長が答弁されたように、非常に入念に計画されて、大過なく実施されたと、実施されつつあるということで敬意を表したいと存じます。ありがとうございました。

○小島 一委員長 他に所管外の質問ございませんか。教育長は公務のため、席を外します。

登里委員。

○登里伸一委員 副市長にお願いしておきたいと思いますが、実は議会、委員会等中継をしておりますね。一般質問や代表質問のことではなくて、インターネット中継が3月はまったく映らなかったのどうなってるんだ、と私も聞いたんです。よくわからないので聞こうと、それで、いつものところで見れないというのは何か変わったのかというふうな話なので、情報課にぜひどういう状況か調べて、今後こんなことがないようにしてくれということですが、お願いできますか。

○小島 一委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 我々の方の所管はあとで放送するさんさんネットの方で、議会の中継については議会がやっておられるので、それに不具合があったのかどうか、私どものほうについては承知をいたしておりませんが、議会の方にそういう苦情があったの

かないのか、議会の方で調査していただいたらと思うんですが。

○小島 一委員長 暫時休憩します。

(休 憩)

○小島 一委員長 再開します。他に所管外、ございませんか。ありませんでしたら所管内に戻らせていただきます。

森上委員。

○森上祐治委員 生活保護の件についてご質問させていただきたいんですが。前の週の曜日は忘れたんですけども、夜のテレビ番組「報道ステーション」を見ていてショックを受けたんですけども、49歳の働き盛りの人がですね、自分のワンルームマンションで餓死した、飢え死にしたんですよ。いうニュースが大々的に報道されてました。ご覧になった方々も多いと思います。私も49歳の、写真出てましたが、非常に真面目そうな男性でした。経歴見てますと、何年か前まではシステムエンジニアでして派遣社員だったか、契約社員だったか定かではないんですが、年収500万円ももらっていた時期もあったというような方が餓死して、死後一月たって発見されたということなんですけどね、今までお年寄りの方、独居老人の方が体調悪くて、数日間周りの人が知らなくて亡くなられたというのはちょくちょく聞いてたんですが、そういう働き盛りの独身の方が餓死すると、司法解剖したら胃の中には何も残ってなかった。今の日本の社会の中でこういう働き盛りの人間でも餓死せねばいかんのかとショックを受けたんですが、聞いてますと、どこの市かわかりませんが、たぶん関西でないかと思うんですよ。この人のふるさとはお隣の鳴門市でしたから。80歳代のお母さん、今は病弱で働いていない兄さんのコメントも出てました。後姿をカメラが映していましたが、彼は生活保護を申請に行ってるんですよ。そこで私が気になったのは、生活保護の申請に市役所に行って、コメンテーターが言っているのは、その市役所のほうは来たのを全部受けたらどんだけお金があっても足りないから、いったんは追い返し何かするんですよと言うんですよ。「追い返し」という言葉だったような感じがするんですがね。いったん「仕事を探すなり努力をしてくださいよ」ということで、南あわじ市の、ひとつはこういう不景気の状況の中です、生活保護の申請者は年々、特に昨年あたりから増えて

きてるんじゃないかと思うんですが、そのへんの実態はどうなんでしょうか。

○小島 一委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 生活保護の実態ですけれども、予算委員会的时候も申し上げたんですけれども、20年の4月なんですけれども、このときは140世帯の163名。21年の1月ですけれども、161世帯の194名の方が生活保護となっております。4月から1月にかけて、21世帯31人の増加となっております。

○小島 一委員長 森上委員。

○森上祐治委員 やっぱこの不景気を反映して増えてるということですよ。2点目にお聞きしたいのは、テレビで言ってたようにいったん窓口に来られた人を「追い返し」って言うんですか、そういうようなことをしているとは言えないと思うんですが、申請に来られていろいろ説明をすると思うんですよ。そのへん具体的にどのような状況なのか、説明ができるのであればお聞きしたい。

○小島 一委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 「追い返し」っていうのは心外な、嫌な言葉ですけど、こういうことはしておりません。申請の流れなんですけれども、本人、民生委員さん、その他身内の方とかから相談があります。そのときにケースワーカーと面接をして、生活保護の制度の説明とか、保護に来られた人の生活に困窮する能力がどうであるとか、資力、その他他方を活用していけないとか、いろいろ聞き取りをします。そのときに初めて本人の保護申請の意思を確認します。意思が確認ということであれば申請書をお渡しして、申請書を受理するということが手続きをしています。申請書を受理した後2週間以内に決定。その間に預貯金とか不動産とか扶養義務者による扶養の可否の調査とか、年金がどうであるとか、保険がどうであるとか、就労の可能性はどうであるとか、いろいろな調査をして、2週間以内に保護の実施ということになります。以上です。

○市川一馬副委員長 森上委員。

○森上祐治委員 その方は病気になったんです、数年前にね。医療費のことで困ってあったみたいなんですね。田舎の母親にお願いしたり、お母さんも年金生活者だからよう払わんと、兄さんのほうも病弱で働いてなかったと。3万円送ってやるのが限度だったみたいなおことをおっしゃってましたけどね、結局いったん申請に行って、追い返されたというんですか、その方は兄さんの言葉では、もう一度市役所に行って申請しなおすとかハローワークに行って仕事を探すというような体調が続かなかったんじゃないかというようなことを残念がってました。私、それ聞いててね、「もう一度考えてください」ということであれば、やはり市役所のサービスとしては「その結果、どうなりましたか」と、忙しくてそこまでアフターケアできないかもしれないけども、持って行きにくいようなところもあったんじゃないかと思いますよ、私は。私だったら2回目行くときは二の足踏むなというところがあるんですが、そのへんのアフターケアについては、先ほど南あわじ市はそんな実態はございませんと福祉課長がおっしゃってましたけど、そのへんはどうなんですか。申請に行くというのはさうとう勇気のいることだと思うんですよ。本来は国民の権利なんですがね。

○小島 一委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 申請に来ていただいたときに、お体が病気ということで来ていただいているということをお聞きするので、まず先に申請を受け付けるということを行いますので、申請を受け付けてもらった後に「検診命令」というんですけれども、医療機関にその人の体がどうだということで「検診命令」を出して診てもらいます。そのときに保護が必要であれば保護の実施ということになりますので。面接したときにそれは聞いているべきものであって、病気で行けなかったというのは、今の市の生活保護しているうえではそういうケースはないんですけれども。2回3回足運ぶというのが敷居が高いということであれば、アフターケアというのも考えるのかなと思うんですけれども。今のところは申請書を受理してますので、そのあとで決定ということになっていきますので、そういうことはないということです。

○小島 一委員長 森上委員。

○森上祐治委員 今の福祉課長のご答弁で安心したんですが、さりとて今、非常に不景気な時代ですのでますます申請者が増えてくる可能性があると思いますので、そのへん充分慎重に対応をよろしく願いして、質問を終わります。

○小島 一委員長 ほかに質問はございませんか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 南あわじ市の産業廃棄物処分場の処分のことですけれども、予算委員会の中で、スレート類について当初発足時からの経過としてはスレート類の処分というのを受け入れないという基本的な方針の立場であったかに思うんですけども、現状はそうはなっていないというお話でしたが、その間の経過説明を求めたいと思います。

○小島 一委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（細川協大） 最終処分場につきましては、この埋め立てを始めた当時からですね、建設廃材ということでスレートを受けておりました。それでその後、平成17年の6月ごろですか、尼崎のクボタのアスベスト関係の問題が起きたということで、その後、国、県からスレート類の処分について指導といいますか、処理の指針が出ました。その中で18年の8月から県のほうは今の産業廃棄物の処分場につきましては安定型処分場でございますので、そこにはスレート類を埋めることができますよということで、その場合どこに埋めたか、またどれだけの量を埋めたかという台帳整理なり、管理をなささいということで指導を受けています。それが18年8月に県から指導された指針です。現在、それに基づきまして受け入れをしているといった状況です。それで地元の周辺の方につきましても年1回、残土処分全体につきましての報告なり、また会をしておりますので、その中で理解をされておるということを思っております。

○小島 一委員長 蛭子委員

○蛭子智彦委員 ということは当初から受け入れられるものであったという説明であったわけですが、それは間違いありません。

○小島 一委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（細川協大） そのように伺っております。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 するとアスベスト類についてだけ、どこに埋めたか、どれだけ埋めたかということを確認するんですか、それともスレート全般的に確認をするんですか。どちらですか。

○小島 一委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（細川協大） 現在、建設廃材について受け入れしてまますのは、スレート類については、県の指針によりまして、どこに埋めたか、また量というものをちゃんと台帳に整理するなり、管理をしていきなさいということでもありますので、スレート類を現在そういう管理下で受け入れをしている状況でございます。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということはアスベストが混入している、していない如何にかかわらず、スレートについてはその量を記録をしているということですね。

○小島 一委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（細川協大） そのとおりでございます。

○小島 一委員長 ほかに質問はございませんか。ほかに質問がございませんので、所管の事務調査を終わりたいと思います。

それでは次に所管内のその他、何でも結構でございますが、1番から8番以外にございませんか。

ないようでしたら報告事項ありましたら、執行部のほうからお願いします。

長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 一点、ご報告させていただきたいと思います。養護老人ホーム「さくら苑」の給食業務を委託しております、「日清医療食品株式会社」に関して、去る4月2日、報道機関より税務調査に関する報道がございましたが、これらによる「さくら苑」への業務や契約等に支障はございません。以上のことをご報告させていただきたいと思います。

○小島 一委員長 ほかに報告事項はございませんか。

ありませんので、これで文教厚生常任委員会を閉じたいと思いますが、委員の方には閉会后5分か10分ほどお残りいただきたいと思います。

では副委員長、閉会のあいさつ、よろしく申し上げます。

○市川一馬副委員長 失礼いたします。本日は所管事務調査につきまして、熱心にご審議をいただきましてありがとうございます。来月には管外調査ということで予定をしておりますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

本日の会議はこれで終了いたします。

どうもありがとうございました。

（閉会 11時49分）

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成21年 4月14日

南あわじ市議会文教厚生常任委員会

委員長 小 島 一